第 2 章 ごみ処理基本計画

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

前章までの状況や課題などを踏まえた上で、市民が暮らしやすくいつまでも住み続けたいと思えるまちづくり、また、本市に住んでいない人でも住んでみたいと思えるようなまちづくりを進める「えべつ未来づくりビジョン(第6次江別市総合計画)」に基づき、本計画の基本理念を「協働による環境にやさしいまちづくり」とします。

協働による環境にやさしいまちづくり

(2)協働(市民、事業者、市の役割)

≪市民の役割≫

市民は、これまでのライフスタイルを可能な限り見直し、ごみの発生抑制(リデュース)及び再使用(リユース)の2Rを優先的に取り組むとともに、再生利用(リサイクル)を加えた3Rの促進のほか、きれいなまちづくりに努めるものとします。

≪事業者の役割≫

事業者は、ごみの分別排出を徹底するなど、自らの責任においてごみの減量化・資源化の取り組みを進めるほか、生産、流通、販売等の段階で事業活動スタイルを見直すなど、市民(消費者)とともに、使い捨て容器や食品ロスの削減等に努めるものとします。

≪市の役割≫

市は、市民、事業者が、ごみ処理の現状や将来について、より一層関心を持つよう分かりやすい情報を発信しながら、協働によるごみの減量化・資源化の取り組みを進めるとともに、安心・安全・安定的なごみ処理体制の確保と施設等の適正な維持管理を行っていくものとします。

また、今後の社会情勢の変化や法制度の変更に応じて、市民や事業者が議論できる環境を整備するものとします。

(3)基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点に立って、4つの基本方針を定め、具体的な施策に取り組みます。

基本方針1 《2Rを優先した3Rの推進》

ごみの排出者となり得る全ての者が、発生抑制と再使用に対し関心を持ち、優先して取り組める環境を整え、使い捨て容器や食品ロスの削減を進め、可能な限り環境負荷の低減を図ります。

基本方針2 《きれいなまちづくりの推進》

市民や事業者が、不法焼却(野焼き)や不法投棄のないきれいなまちづくりに取り組むための環境教育や広報機能の充実を図ります。

基本方針3 《安心で安定的なごみ処理の推進》

少子高齢化が進むなどの社会情勢を踏まえ、誰もがごみの処理に困らないよう、安心で 安定的なごみ処理体制を確保します。

基本方針4 《経済的・効率的なごみ処理の推進》

これまでの事業に対する費用対効果を検証するなど、各事業の業務内容を見直すことにより、市民や事業者に理解と協力が得られる経済的・効率的なごみ処理を推進します。

2 計画の目標値

本計画では、基準年度を令和元年度とし、目標年度である令和12年度における基本理念の実現に向け、市民及び事業者と市の協働により、ごみの発生抑制に優先して取り組むとともに、資源化の推進と最終処分量の抑制を図るための3つの数値目標を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、国及び北海道の計画等(34ページ参照)との比較を 行うとともに、目標年度における本市の人口推計(33ページ参照)に基づき、基準年度の 各水準やごみ処理施設の整備状況を勘案しています。

〇 発生抑制の目標値

令和12年度における1人1日当たりのごみ総排出量を853g以下とします。

〇 資源化の目標値

令和12年度における資源化率(リサイクル率)を30%以上とします。

○○ 最終処分の目標値

令和3年度から令和12年度までの10年間の最終処分量を30,000㎡以下とします。

(1) 発生抑制の目標値

発生抑制の目標値は、令和元年度と比べ、家庭系廃棄ごみを 11.3%削減する一方、資源物や集団資源回収の回収量を 29.9%増加させることにより、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和元年度から 10g削減した 640gとします。

また、事業系ごみの排出量を令和元年度と比べ、14.8%削減した9,000 t とします。 以上により、目標値の1人1日当たりのごみ総排出量を853g以下とします。

| | 区分 | | 令和元年度 2019年度 | 令和7年度 2025年度 | 令和12年度 2030年度 (目標年度) | | | | |
|-----|--|-------|-----------------|-----------------|----------------------------|---------|---------|-------|--|
| | | | | (基準年度) | (中間目標年度) | 目標値 | 基準年度比較 | | |
| | | | | | 口信吧 | 増減 | 増減率 | | |
| | 総排出量 | | 38,990t | 37,530t | 35,980t | -3,010t | -7.7% | | |
| 年 | | 家庭系ごみ | | 28,431t | 28,030t | 26,980t | -1,451t | -5.1% | |
| 排出 | 家庭系廃棄ごみ | | 21,675t | 20,270t | 18,550t | −3,125t | -14.4% | | |
| 量 | 出 量 集団資源回収等 | | 6,756t | 7,760t | 8,430t | 1,674t | 24.8% | | |
| | 事業系ごみ | | 10,559t | 9,500t | 9,000t | -1,559t | -14.8% | | |
| 1 | 総排出量 | | 891g | 870g | 853g | -38g | -4.3% | | |
| 人 1 | 一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・ | | 650g | 650g | 640g | -10g | -1.5% | | |
| 当た | | | 496g | 470g | 440g | -56g | -11.3% | | |
| Ŋ | | | 集団資源回収等 | 154g | 180g | 200g | 46g | 29.9% | |

(2) 資源化の目標値

資源化の目標値は、2Rを優先的に取り組むことを基本として、環境クリーンセンターでの処理との整合を図りながら新たな資源化の手法を検討するとともに、家庭系廃棄ごみに含まれる資源物等の分別の徹底をさらに進めることにより、目標値を令和元年度と比べ7.1ポイント増の30%以上とします。

| 区分 | 令和元年度 2019年度 | 令和7年度 2025年度 | 令和12年度 2030年度 (目標年度) | | |
|--------------|-----------------|-----------------|----------------------------|---------|-------|
| | (基準年度) | (中間目標年度) | 目標値 | 基準年度比較 | |
| | | | 日信旭 | 増減 | 増減率 |
| 資源化量 | 8,910t | 9,800t | 10,700t | 1,790t | 16.7% |
| 資源化率(リサイクル率) | 22.9% | 26% | 30% | 7.1ポイント | - |

(3) 最終処分の目標値

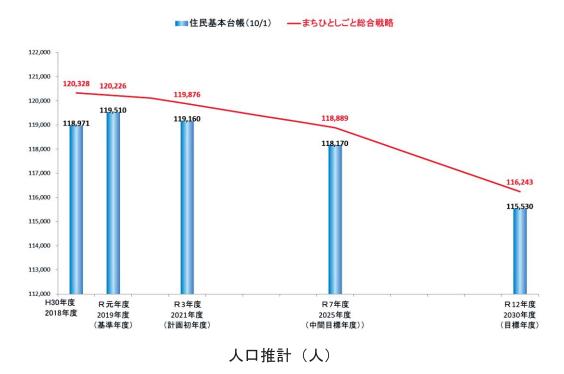
最終処分の目標値は、環境クリーンセンターの特性(11ページ参照)を踏まえ、現在と同規模の最終処分場(14ページ参照)を新たに設置した場合でも、埋立期間を15年以上可能とするため、目標値は年間の最終処分率を5.3%以下とすることにより、令和12年度までの10年間の累計最終処分量を30,000㎡以下とします。

| 区分 | 令和元年度 2019年度 (基準年度) | 令和7年度 2025年度 (中間目標年度) | 令和12年度 2030年度 (目標年度) 目標値 |
|---------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 累計最終処分量 | _ | 15,000 m ³ | 30,000 m³ |
| 最終処分率 | 5.4% | 5.3% | 5.3% |

≪人口推計≫

前計画では、4月1日現在(年度末)の住民基本台帳登載人口の推計により計画の目標値を設定していましたが、本計画では、令和元年度(基準年度)を起点として、10月1日現在の住民基本台帳登載人口を推計して目標値を設定しています。

なお、人口の推計にあたっては、近年の本市の人口動態を踏まえ、令和元年度に改定した「江別市まちひとしごと総合戦略」における人口推計に準じて算定しており、目標年度(令和12年度)における人口を115,530人と推計します。



※ 「総合戦略」の人口は、住民基本台帳に登載されていない人口を含む国勢調査(5年毎)を基に推 計しており、住民基本台帳登載人口を用いる本計画の人口推計より多い数値となっています。

3 各計画との比較

(1) 国及び北海道の計画との比較

≪発生抑制の目標値≫

| 主体 | 計画名 | 指標 | 目標年度 | 目標値 |
|-----|------------------|-------------------------------|--------------------|----------|
| | | 1人1日当たりのごみ排出量 | | 853 |
| 江別市 | 江別市一般廃棄物処理基本計画 | 1人1日当たりの家庭系廃棄ごみ排出量 | 令和12年度 (2030年度) | 440 |
| | | 事業系ごみ(年) | | 9,000 |
| | | 1人1日当たりのごみ排出量 | | 約850g |
| 国 | 第4次循環型社会形成推進基本計画 | 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [※] | 令和7年度 (2025年度) | 約440g |
| | | 事業系ごみ(年) | | 約1,100万t |
| 北海道 | 第5次北海道廃棄物処理計画 | 1人1日当たりのごみ排出量 | 令和6年度 (2024年度) | 900g以下 |

[※] 国の家庭系ごみ排出量には資源物と集団資源回収の回収量は含まれません。

≪資源化の目標値≫

| 主体 | 計画名 | 指標 | 目標年度 | 目標値 |
|-----|----------------|--------------|--------------------|-------|
| 江別市 | 江別市一般廃棄物処理基本計画 | 資源化率(リサイクル率) | 令和12年度 (2030年度) | 30% |
| 国 | 廃棄物処理施設整備計画 | 資源化率(リサイクル率) | 令和4年度 (2022年度) | 27% |
| 北海道 | 第5次北海道廃棄物処理計画 | 資源化率(リサイクル率) | 令和6年度 (2024年度) | 30%以上 |

≪最終処分の目標値≫

| 主体 | 計画名 | 指標 | 目標年度 | 目標値 |
|-----|----------------|------------|--------------------|-----------|
| 江別市 | 江別市一般廃棄物処理基本計画 | 累計最終処分量 | 令和12年度 (2030年度) | 30,000 m³ |
| 玉 | 廃棄物処理施設整備計画 | 最終処分場の残余年数 | | 20年分 |
| 北海道 | 第5次北海道廃棄物処理計画 | 最終処分量(年) | 令和6年度 (2024年度) | 25万t以下 |

(2)前計画との比較

≪発生抑制の目標値≫

| | | | 前計画 | 本計画 | | | |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | 区 分 | | | 目標値 | 口抽法 | 前計画との比較 | |
| | | | | 目標値 | 増減 | 増減率 | |
| 総排出量 | | 38,360t | 35,980t | -2,380t | -6.6% | | |
| 年 間 | | 家庭系ごみ | | 29,300t | 26,980t | -2,320t | -8.6% |
| 排 | | | 家庭系廃棄ごみ | 19,590t | 18,550t | -1,040t | -5.6% |
| 量 | 量 | | 集団資源回収等 | 9,710t | 8,430t | -1,280t | -15.2% |
| | 事業系ごみ | | 9,060t | 9,000t | -60t | -0.7% | |
| 1 | 1 総排出量 | | 910g | 853g | -57g | -6.7% | |
| 人 1 日 | 家庭系ごみ | | 695g | 640g | -55g | -8.6% | |
| 日 当 た | | | 家庭系廃棄ごみ | 465g | 440g | −25g | -5.7% |
| 9 | | | 集団資源回収等 | 230g | 200g | -30g | -15.0% |

≪資源化の目標値≫

| | 前計画 | 本計画 | | | |
|--------------|---------|---------|----------|--------|--|
| 区分 | 目標値 | 目標値 | 前計画との比較 | | |
| | | 口惊胆 | 増減 | 増減率 | |
| 資源化量 | 12,510t | 10,700t | -1,810t | -16.9% | |
| 資源化率(リサイクル率) | 33% | 30% | −3.0ポイント | _ | |

≪最終処分の目標値≫

| 区分 | 前計画 | 本計画 |
|---------|----------------------------|---------------------------|
| _ | 目標値 | 目標値 |
| 累計最終処分量 | 64,697㎡ (平成16年度~平成32年度) | 30,000㎡ (令和3年度~令和12年度) |
| 最終処分率 | _ | 5.3% |
| 残余容量 | 13,303 m² | |

※ 最終処分の目標値については、本計画と前計画の指標が異なるため、比較できません。

4 計画の施策

本計画では、4つの基本方針の下に、次の20の具体的な施策に取り組みます。

| 基本方針 | | | 施策 |
|-------------------------------|------|----|------------------------|
| | 1-1) | | 食品ロスの削減 |
| | 1-2) | | プラスチックごみの削減 |
| 基本方針 1 2Rを優先した3Rの推進 | 1-3) | 新規 | 効果的なリユース手法の検討 |
| | 1-4) | | 集団資源回収の推進 |
| | 1-5) | | 民間事業者との連携による事業ごみの資源化 |
| | 2-1) | | 環境教育の推進 |
| | 2-2) | | ごみ出しルールの徹底 |
| 基本方針 2 きれいなまちづくりの推進 | 2-3) | 新規 | 地域等との協働による環境保全 |
| | 2-4) | | 不法焼却(野焼き)・不法投棄の防止対策 |
| | 2-5) | | ごみステーションパトロールの強化 |
| | 3-1) | 新規 | ごみ出し困難者に対する収集方法の検討 |
| 基本方針 3 | 3-2) | 新規 | ごみ処理手数料減免方法の検討 |
| 安心で安定的な でみ処理の推進 | 3-3) | 新規 | 環境クリーンセンターの延命化等の実施 |
| この地理の推進 | 3-4) | | ごみ処理施設の安心・安全な運営 |
| | 3-5) | 新規 | 非常時における廃棄物対策 |
| | 4-1) | 新規 | 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討 |
| 基本方針 4 | 4-2) | | 適正なごみ処理手数料の検討 |
| 垂本万町 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進 | 4-3) | 新規 | 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討 |
| この地理の推進 | 4-4) | | 資源物収集品目等拡大の検討 |
| | 4-5) | 新規 | ごみ処理の広域化の検討 |

基本方針1 【2 Rを優先した3 Rの推進】

1-1) 食品ロスの削減

まだ食べられるものが捨てられる食品ロスの削減に向けては、国の「第4次循環型社会 形成推進基本計画」においても、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標 が掲げられています。 また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされております。

本市においても、平成30年度の家庭系ごみ組成分析結果(9ページ参照)では燃やせるごみに含まれる生ごみの割合が54.13%(未開封品・未利用品は1.42%)あり、生ごみの減量化は重要な課題です。

このため、家庭からの食品ロス削減に向けて、食材を無駄なく使う調理方法や保存方法の普及に向けた講習会開催のほか、宴会時の料理の食べ残しを減らす「30・10運動」の取り組みを市内飲食店等と連携して進めていくとともに、関係部局と連携して「食品ロス削減推進計画」の策定に向けて、他自治体等の先進事例の研究を行っていきます。

また、生ごみ減量化の取り組みとしては、引き続き生ごみの水きりや乾燥化、堆肥化の 普及・啓発を進めていきます。

1-2) プラスチックごみの削減

プラスチックは、社会に浸透して生活に利便性をもたらす素材ではありますが、不適正な処理により、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計され、このままでは地球規模での環境汚染が懸念されます。

こうした地球規模での海洋プラスチック問題への対応は、SDGsでも求められているところであり、国では、レジ袋等のワンウェイプラスチックの削減とリサイクルを進める「プラスチック資源循環戦略」を令和元年5月に策定しました。

本市においても、これらの国等の動向を踏まえ、市民や事業者と連携して、マイバック 持参運動やマイボトル・マイカップ持参運動等を進め、使い捨てプラスチック容器の削減 に取り組んでいきます。

1-3) 効果的なリユース手法の検討(令和2年10月 先行実施)

家庭で不要となっても、まだ使える家具類やスポーツ用品等を無料で回収して、市民へ 無償で提供するリサイクルバンク事業は、本市の中心的なリユースの取り組みですが、近 年、市内には民間事業者によるリユースショップが複数あるほか、インターネット等を利 用したリユース事業も普及しており、当事業の在り方について見直す時期にあります。

このようなことから、当事業を廃止して、新たに行政でしか行えないリユースの取り組みとして、子育て世代が必要と考えられる学習机などを、大型ごみとして出されたものからピックアップ(排出者の了解を得たものに限る)し、イベント等で市民に無償で提供する手法に見直したほか、市民のリユースに対する意識を高めるため、民間の団体や事業者が取り組むリユース活動等の周知・啓発を進めていきます。

1-4) 集団資源回収の推進

自治会など、地域の団体が取り組む集団資源回収は、民間による自主的な資源化の取り組みであり、本市の主要なリサイクル事業と位置付けて、これまでも資源回収奨励事業により、団体や回収業者に奨励金を交付して、資源化の推進に取り組んでいます。

しかし、現在、集団資源回収で回収されるカレット(繰返し使えないワンウェイびん)の民間での取引状況は、逆有償(売却できず処理費がかかる)となっています。

このため、集団資源回収のカレットをリサイクルセンターで受入れて、行政収集(資源物)したものと合せて、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会*に引き渡すことで、安定的・効率的な資源化を進めていきます。

※ 容器包装リサイクル協会では、自治体から引き受けたカレットを資源化するため、拡大製造者責任 に基づき、処理費の多くを製造事業者等が負担し、残りを自治体が負担する方式となっています。

1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化

動物の死体など、環境クリーンセンターでの処理が困難な特殊なごみの適正処理を確保するほか、公共工事から発生する伐採木や市内スーパーマーケット等から発生する事業系食品残渣などを資源化するため、民間事業者に一般廃棄物処理業の許可を付与しており、今後においても、環境クリーンセンターの特性を踏まえ、必要に応じて許可品目を拡大するなど、民間事業者と連携して、事業ごみの資源化と適正処理を進めていきます。

基本方針2 【きれいなまちづくりの推進】

2-1) 環境教育の推進

食品ロスやプラスチックごみの問題解決には、循環型社会の形成に向けた市民一人一人の意識の醸成を図ることが必要です。

このため、多くの市民に環境問題やごみ減量化の重要性について、知識や行動を習得してもらうため、引き続き学校や自治会での出前講座を開催するとともに、パンフレットやホームページによる啓発を進めていきます。

2-2) ごみ出しルールの徹底

ごみの収集日や出す時間、分別が守られていないなど、ごみ出しルール違反については、 ごみを収集しない理由を記したシールを貼って、排出者にルールの徹底を図るとともに、 市外から転入してくる大学生に対し、引き続き大学と連携して説明会を開催していきます。

2-3) 地域等との協働による環境保全

道路や公園等の清掃など、地域の環境は、ボランティアや自治会等の各種団体の取り組みにより保全されており、このような取り組みを推進するため、地域での清掃などに利用してもらう公共ごみ袋(40 リットル袋)を作成・配布していますが、近隣自治体では、更に手軽に利用できる少量の公共ごみ袋(ボランティア袋)も作成・配布しています。

このようなことから、各種団体や個人の方々が、より環境保全に取り組み易くするため、 利用しやすい公共ごみ袋の大きさ等について研究を進めていきます。

2-4) 不法焼却 (野焼き)・不法投棄の防止対策

法律によって禁止されている不法焼却(野焼き)や不法投棄等の違反行為が行われると、 地域の生活環境に悪影響を及ぼします。

このため、引き続き看板やのぼりによる注意喚起や、警察、消防等の関係機関との連携を進めるほか、協定*を締結した民間事業者や地域住民からの情報提供も含め、違反行為の監視を強化するとともに、ごみのポイ捨ての防止に向け、広報紙やホームページでの啓発も進めていきます。

※ 令和2年4月現在、市は7事業者と「不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結しています。

2-5) ごみステーションパトロールの強化

大都市に隣接していることや学生数の多い本市の特徴として、共同住宅の多い地区では、 入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみステーションにルール の守られていないごみが出される状況が散見され、地域の衛生環境の悪化やごみの収集・ 処理の遅れの原因となっています。

このため、アパート管理会社や自治会等と連携して、入居者等への指導にあたるなど、 きれいなまちづくりに向け、ごみステーションのパトロールを強化していきます。

基本方針3 【安心で安全なごみ処理の推進】

3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討(令和2年10月 先行実施)

近年の高齢世帯化や核家族化が進行する現状において、家族や近隣住民から支援が得られない高齢者等の増加が予想されることから、福祉施策として福祉部局やケアマネジャー等の福祉関係者と連携して、ごみをステーションまで運べない要介護者や障がい者等に対し、ごみ出しを支援する「ごみ出し困難者への戸別収集」を開始しました。

3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討

本市のごみ処理手数料の減免は、生活保護世帯のほか、紙おむつのごみ出しに伴う経済 的負担を軽減するため、減免対象の要件を、常時紙おむつを使用する要介護者や障がい者、 2歳未満の乳幼児等として、一定量の指定ごみ袋を給付しています。

今後、一層の高齢化の進行に伴い、紙おむつを使用する高齢者等の増加が予想されることから、紙おむつの無料収集を行っている自治体など、様々な事例を参考にして、実態に即した取り組みを研究していきます。

3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施

環境クリーンセンターは、令和4年度で一般廃棄物処理施設の耐用年数とされる20年が経過することから、基幹改良工事を行うことで、令和18年度まで延命化する方針を決定しており、令和2年度から施設の長寿命化計画を策定するなど、延命化に向けた作業を進めていきます。

また、本計画期間中に一般廃棄物最終処分場の埋立が終了することから、次の一般廃棄 物最終処分場の設置に向けた準備も進めていきます。

3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営

環境クリーンセンターの運営管理は、令和4年3月までの14年6カ月間、運営を効率化するとともに、期間内の多額の施設維持管理費を平準化するため、民間事業者に長期包括委託しています。

環境クリーンセンターについては、令和 18 年度まで延命化することから、令和 4 年度以降の運営管理等について、現在の受託者と協議するなど、安心・安全な運営を図るため、 準備を進めていきます。

3-5) 非常時における廃棄物対策

近年、全国的に発生する大規模な地震や豪雨による河川の氾濫により発生する災害廃棄物のほか、令和2年現在、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた対応など、通常とは異なるごみ処理体制の確保が必要です。

この様な非常時に備え、災害廃棄物処理計画や業務継続計画*に基づき、平時から広報や収集・処理方法等について、関係機関との連携を強化していきます。

※ 業務継続計画(BCP)とは、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のことで、本市では平成29年3月に策定しています。

基本方針4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討(令和2年10月 先行実施)

これまで月曜日から土曜日に行っていた「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物・ 危険ごみ」の収集業務について、収集業務における労働環境の改善を図るとともに、今後 の担い手の確保に向けて、土曜日収集を廃止して週休2日制を導入しました。

また、快適な生活環境を保全するため、農村地区の「燃やせるごみ」の収集を、これまでの週1回から週2回に増やしました。

このほか、引っ越し時期などの繁忙期に暫定的に行っていた「燃やせないごみ」の臨時収集については、ごみ量の減少を踏まえ、収集の効率化の観点から廃止しました。

4-2) 適正なごみ処理手数料の検討

ごみ処理手数料については、前計画に基づき、市全体の「使用料・手数料の見直し」に合わせて「指定ごみ袋」を除く手数料を改定しました。

今後の見直しについては、引き続き市全体の見直しに合わせて手数料改定の検討を行う ことを基本として、ごみ処理を適正、かつ、安定的に行っていくための費用負担やごみ排 出抑制の観点を踏まえ、「指定ごみ袋」についても、必要に応じて見直しを検討します。

4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討

環境クリーンセンターの直接搬入方法については、他自治体の受入体制を参考にするなど、市民や事業者の不利益にならないよう検討し、安心・安全・安定的な受入体制を維持するとともに、受入業務に従事する職員の更なる労働環境の適正な運用を図っていきます。また、近年、環境クリーンセンターにおいて自己搬入が著しく増加しており、計量棟やプラットホーム構内は、搬入車両により混雑している状況にあるため、引き続き利用者への搬入に関する周知・啓発を進めるとともに、混雑緩和に向けた手法を検討していきます。

4-4) 資源物収集品目等拡大の検討

資源物収集品目等の拡大は、リサイクルを推進する上で重要な取り組みですが、分別収集に伴う収集運搬や処理費用の増加など、経済的側面の課題が予想されるほか、排出抑制とのバランスが大切です。

このため、市民アンケートの結果(26ページ参照)を踏まえ、総合的な視点に立って、 資源物収集品目等の拡大について検討していきます。

4-5) ごみ処理の広域化の検討

少子高齢化が進む中、将来の一般廃棄物の総排出量の減少が予想されることから、ごみ 処理施設の効率的な運用に向け、今後は自治体間でのごみ処理の広域化が必要になるもの と考えられます。

本市では、平成18年度から隣接する新篠津村のごみ*を環境クリーンセンターで受入れ、 ごみ処理施設の効率的な運用を図っており、本計画期間中にごみ処理体制等に大きな変更 がないことから、引き続き新篠津村のごみを受入れていきます。

また、今後、新篠津村以外の自治体からごみの受入れ等の相談等があった場合は、域内のごみの発生量や施設の処理能力等のほか、北海道の動向や近隣自治体のごみ処理施設の整備状況等を踏まえるなど、長期的視点に立ってごみ処理の広域化を検討します。

※ 新篠津村からは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」を環境クリーンセンターで、「危険ごみ」を リサイクルセンターで受入れています。(詳細:資料編)

5 計画のごみ処理フロー

